

## 光地区消防組合人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公平性や透明性を高めるため、「光地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年光地区消防組合条例第3号)」に基づき、光地区消防組合の人事行政の運営の状況について、次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況 (令和3年度)

区分	令和3年度			【参考】 令和4年度職員数 (4月1日現在)
	職員数 (4月1日現在)	採用者数	退職者数	
消防吏員	113人	4人	0人	116人

※職員数は、常勤再任用職員を加味した人数です。

### 2 職員の競争試験及び選考の状況 (令和3年度)

区分	競争試験				選考による 採用者数
	受験 申込者数	一次 合格者数	最終 合格者数	採用者数	
消防吏員	11人	5人	3人	3人	0人

### 3 職員の人事評価の状況 (令和3年度)

職員105人を対象に人事評価を行いました。

### 4 職員の給与の状況

#### (1) 職員給与費の状況 (令和4年度当初予算)

区分	職員数 (A)	給与費		合計 (B)	一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当等		
一般会計	116人	4億 2,678万円	3億 6,201万 7,000円	7億 8,879万 7,000円	680万円

※常勤再任用職員の給与費が含まれています。

#### (2) 平均給料月額および平均年齢の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般会計	30万4,085円	37歳6月

#### (3) 初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	光地区消防組合	国
高校卒	15万4,900円	15万600円
短大卒	16万8,900円	16万3,100円
大学卒	18万8,700円	18万2,200円

#### (4) 職員手当の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	○扶養親族たる配偶者、父母等・・・6,500円 (職務の級が8級である職・・・3,500円) ○扶養親族たる子・・・1万円 満16歳に達する年度から満22歳に達する年度までの子に対する加算・・・1人につき5,000円
住居手当	○持家・・・3,000円 ○借家(家賃などに応じ)・・・上限2万9,000円

区分	内容			
通勤手当	○交通機関利用者…運賃などの相当額(上限5万5,000円) ○自動車など利用者 (片道2km以上を距離に応じ17区分)…3,000円～4万3,300円			
特殊勤務手当	○出勤手当、潜水業務手当など5手当			
夜間勤務手当	○夜間(22時～翌日5時まで)の勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×25/100			
休日勤務手当	○休日の勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×135/100			
期末勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	合計
	6月	1.20月分	0.95月分	2.15月分
	12月	1.20月分	0.95月分	2.15月分
	合計	2.4月分	1.9月分	4.3月分
※職制上の段階、職務の数などによる加算あり ※再任用職員の期末手当は各区分0.675月分ずつ、勤勉手当は各区分0.45月分ずつ				
時間外勤務手当	○勤務日の時間外勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×125/100 ※22時から翌日5時までには×150/100 ○週休日の時間外勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×135/100 ※22時から翌日5時までには×160/100 ○1か月60時間を超える時間外勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×150/100 ※22時から翌日5時までには×175/100			
管理職手当	消防長及び次長 4万6,100円または4万4,300円 参事、課長及び署長 3万3,600円			
管理職員特別勤務手当	○週休日の勤務 消防長及び次長 8,000円 参事、課長及び署長 6,000円 ○平日の勤務(午前0時から午前5時の間に勤務した場合) 消防長及び次長 4,000円 参事、課長及び署長 3,000円 ※2時間に満たない場合は50/100を乗じて得た額			
退職手当	区分	定年・早期	自己都合	
	勤続20年	24.586875月分	19.6695月分	
	勤続25年	33.27075月分	28.0395月分	
	勤続35年	47.709月分	39.7575月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置など	定年前早期退職特例措置	—		

## (5) 等級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務内容	職員数	構成比
8級	消防長の職務(管理者が特に認めた者に限る。)	1人	0.9%
7級	消防長及び次長の職務	0人	0.0%
6級	参事、課長、署長、室長、副署長及び課長補佐の職務	8人	6.9%
5級	係長及び主任主査の職務	25人	21.6%

職務の級	基準となる職務内容	職員数	構成比
4 級	主査の職務	28 人	24.1 %
3 級	主任の職務	25 人	21.6 %
2 級	副主任の職務	14 人	12.1 %
1 級	定型的な業務を行う職務	15 人	12.9 %

※常勤再任用職員が含まれています。

※構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため合計が 100% となりません。

## 5 職員の休業に関する状況

職員の育児休業取得状況 (令和 3 年度)

区分	男性	女性
育児休業を取得したもの	0 人	2 人

## 6 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分	勤務時間	休憩時間
毎日勤務者 (週 38 時間 45 分)	8 時 30 分～17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分
交替制勤務者	8 時 30 分～翌日の 8 時 30 分	12 時 00 分～13 時 00 分 17 時 15 分～18 時 00 分 5 時 30 分～6 時 15 分

(2) 職員の休暇制度 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	休暇の内容・日数
年次有給休暇	1 年につき 20 日(最大 20 日を翌年繰越)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に 90 日以内(結核性疾病は 180 日)
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり親族を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合に 6 か月以内(無給)
特別休暇	産前・産後の休養、忌引休暇、結婚休暇など 25 種類

## 7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和 3 年度)

処分の具体的事由	処分の種類					合計
	免職	休職	降任	降給		
勤務実績が良くない場合						0 人
心身の故障の場合		1 人				1 人
職に必要な適格性を欠く場合						0 人
職制、定数の改廃、予算の減少などにより廃職過員を生じた場合						0 人
刑事事件に関し、起訴された場合						0 人

(2) 懲戒処分者数 (令和 3 年度)

処分の具体的事由	処分の種類					合計
	免職	停職	減給	戒告		
法令に違反した場合						0 人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合						0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0 人

## 8 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可等の状況 (令和3年度)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする場合	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0 件

## 9 職員の退職管理の状況

管理又は監督の地位にあった職員の営利企業等への再就職状況  
(令和4年4月1日現在)

令和3年度退職で管理又は監督の地位にあった職員	うち営利企業等への再就職者数
0 人	0 人

## 10 職員の研修の状況

(令和3年度)

区分	延べ人数	内容
学校入校	7 人	初任総合教育、初級幹部科、予防査察科、救助科 水難救助科
救急救命士研修	54 人	気管挿管教育、ビデオ喉頭鏡講習など

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断に関する状況 (令和4年4月1日現在)

区分	対象者(実施数)
定期健康診断	毎日勤務者 (年1回)
特定業務従事者の健康診断	交替制勤務者 (年2回)
潜水業務従事者の健康診断	潜水業務従事者(年2回)
雇入時の健康診断	新入職員 (雇入時1回)
胸部レントゲン健診	全職員 (年1回)
人間ドック	30歳以上の希望する職員

(2) 公務災害補償制度の状況 (令和3年度)

加入団体	件数	概要
地方公務員災害補償基金 山口県支部	4 件	硫化水素中毒、筋挫傷

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和3年度)

係属件数・・・0件 措置要求件数・・・0件

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況 (令和3年度)

係属件数・・・0件 審査請求件数・・・0件

(5) 職員共済事業 (令和3年度)

名称	会員数	会費 (A)	交付金 (B)	補助率 (B/A+B)	事業内容
光地区消防組合 職員共済会	113 人	1,209,600 円	594,848 円	32.9%	元気回復事業 教養文化事業 衛生管理事業